

社会医療法人蘇西院厚生会 松波総合病院

院内感染対策に関する取り組み事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安全・安心な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

感染制御チーム(ICT)を院内感染対策室に設置し、感染防止対策の実務を行います。

- ・1週間に1回病院全体を巡視して感染対策の実施状況を確認し、助言指導を行います。
- ・抗菌薬の使用状況の把握と適正使用の推進を行います。
- ・正しい手洗い、消毒、清掃、使用した医療用品の取り扱い、職員の健康管理など、病院の全職員に感染予防の普及、啓発を行います。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染制御チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御チーム(ICT)が迅速に現場確認及び助言指導を行い、院内感染が広がることを防ぎます。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。また、病院ホームページに一般公開します。

7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

院内感染対策室



Matsunami general hospital